

オールふくしまの酒づくり支援事業実施要領

本事業の実施に当たっては、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）及び福島県農産振興事業事務取扱要領のほか、この要領に定めるところによる。

第1 目的

県オリジナル酒米（「夢の香」及び「福乃香」）の生産拡大や安定供給を支援するとともに、県オリジナル酒米を原料とした日本酒の品質向上や消費拡大を支援し、オールふくしまの酒づくりに向けた県オリジナル酒米の生産振興と利用拡大を図る。

第2 事業の種類等

本事業の種類、補助対象経費、事業実施主体、補助率、補助上限額、目標年度及び採択要件は、別表1のとおりとする。

なお、事業実施主体及び補助対象に係る留意事項については別表2、機器等の導入に係る留意事項については別表3のとおりとする。

第3 補助

県は予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、市町村に対して補助する。

ただし、市町村域を超える広域的な団体が事業を行う場合や、所管の農林事務所長（以下、「所長」という。）が特に必要と認める場合には直接補助を行うことができる。

なお、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

第4 事業の実施等の手続き

- 1 別表1の1の取組に係る事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1－1号）を作成し、次に掲げる書類を添付して市町村長に提出する。
 - （1）直近の総会資料等（組織運営に関する規約、役員・会員名簿等を含む資料）または直近の会社の概要等のわかる資料（決算資料、役員名簿等）
 - （2）反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）
 - （3）事業実施年度と前年度の県オリジナル酒米の作付面積が分かる資料
 - （4）事業実施前年度の県オリジナル酒米の品質が分かる資料（別表1の1の（1）に取り組む事業実施主体のみ）
 - （5）その他知事が必要と認める書類
- 2 別表1の2の取組に係る事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1－2号）を作成し、次に掲げる書類を添付して市町村長に提出する。
 - （1）直近の会社の概要等のわかる資料（決算資料、役員名簿等）
 - （2）反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）
 - （3）事業実施年度と前年度の県オリジナル酒米の使用量又は使用率の分かる資料
 - （4）その他知事が必要と認める書類

- 3 市町村長は、事業実施主体より提出された事業実施計画書を取りまとめ、事業実施計画承認申請書（様式第3号）により、所長に提出する。
- 4 所長は、前項の事業実施計画を適当と認めるときは、農林水産部長（以下、「部長」という。）に事前に協議する。
- 5 部長は、前項により協議を受けた内容を精査し協議結果を回答する。
- 6 所長は、前項の協議結果を受け、市町村長に事業実施計画を承認した旨を通知する。
- 7 事業実施計画の変更承認申請は、交付要綱の別表で定める軽微な変更以外の変更の際に行うものとし、その手続きは1から6に準じて事業実施計画変更承認申請書（様式第4号）により行う。
- 8 事業実施主体は事業完了後、事業実績報告書（様式第1-1号又は様式第1-2号）を作成し、事業実施年度の年度末までに市町村長に提出する。
- 9 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度まで、毎年度、年度末までに当該年度における実績について事業実施状況報告書（様式第5-1号又は第5-2号）を作成し、市町村長に提出する。
- 10 市町村長は、8、9により事業実施主体から提出された事業実績報告書又は事業実施状況報告書を取りまとめの上、翌年度の4月末日までに所長に提出する。
- 11 直接補助の場合、1、2、8及び9の「市町村長」を「所長」に、6の「市町村長」を「事業実施主体」に読みかえ、3及び10は適用しない。また、所長は事業実施計画の承認にあたり、事業実施主体の主要な活動地域の市町村長から、様式第6号により意見を徴収する。
- 12 受益地区が農林事務所の管轄を超える場合、1、2、8及び9の「市町村長」を「知事」に読みかえる。知事は事業実施計画の承認にあたり、事業実施主体の主要な活動地域の市町村長から、様式第6号により意見を徴収し、事業実施計画が適正と認められるときは、事業実施主体に事業実施計画を承認した旨を通知する。

第5 事業の実施期間

事業の実施期間は、単年度とする。

第6 事業の推進指導

本事業を円滑かつ適正に実施するため、農林事務所、市町村及び関係団体は密接な連携を図り、推進指導を行う。

第7 成果確認検査について

事業の成果確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行う。

第8 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2 事業内容（実績）」の別に定める様式については、様式第7号のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年8月14日から施行する。

別表 1（第 2 関係）

事業の種類	補助対象経費	事業実施 主体	補助率	補助上限額	目標年度	採択要件（以下のすべてを満たすこと）	
						共通事項	個別事項
1 オール ふくしま の酒米生 産向上事 業	（１）県オリジナル酒米の 高品質生産に必要な設備・ 機器等の整備に係る経費	酒米を生 産する組 織	導入機器価 格、リース物 件価格相当 の 1 / 2 以 内	1 事業実施 主体あたり 3,500 千円	事業実施 年度の 4 年後	ア 事業実施年度の県 オリジナル酒米の作 付面積を前年度に比 して増加させること イ 目標年度の県オリ ジナル酒米の作付面 積を事業実施年度の 同等以上とすること	事業実施年度における県 オリジナル酒米の品質を 前年度より向上させ、目 標年度までその品質を維 持すること
	（２）国内において酒米生 産組織が蔵元と連携して行 う県オリジナル酒米を使用 した日本酒の販売促進に必 要な経費（広告・宣伝費、 試飲サンプル経費等）		定額		事業実施 年度の 2 年後		蔵元と連携して県オリジ ナル酒米を使用した日本 酒の販売促進（消費者等 向けの P R 活動）に取り 組むこと
2 オール ふくしま の酒づく り向上事 業	（１）県オリジナル酒米を使 用した日本酒の品質の向上・ 安定化に向けた取組に必要な 経費（関連機材（醸造用精米 機、洗米機、浸漬タンク等）の 整備、日本酒の試作に係る原 料費等）	県内に所在 する 蔵 元 （ 酒 造 業 者）	導入機器価 格、リース物 件価格及び 日本酒の試 作に係る原 料費相当の 1 / 2 以内	1 事業実施 主体あたり 2,000 千円	事業実施 年度の 4 年後	ア 事業実施年度の県 オリジナル酒米の使 用量又は使用率を前 年度に比して増加さ せること イ 目標年度の県オリ ジナル酒米の使用量 又は使用率を事業実 施年度の同等以上と すること	県オリジナル酒米を使用 した日本酒の高品質化・ 品質の安定化に取り組む こと
	（２）国内において蔵元が行 う県オリジナル酒米を使用し た日本酒の販売促進、生産者 との連携に必要な経費（会場 借料、会場設営費、通信運搬 費、広告・宣伝費、消耗品費等）		定額		事業実施 年度の 2 年後		県オリジナル酒米を使用 した日本酒の販売促進 （消費者等向けの P R 活 動）に取り組むこと

別表 2（第 2 関係）

事業実施主体及び補助対象等に係る留意事項
1 全ての経費において、構成員やその経営先等への発注は補助対象外とする。 2 別表 1 の 1 における事業実施主体は、次の（１）～（３）のすべてを満たす組織とする。 （１）代表者の定めがある。 （２）組織及び運営についての規約の定めがある。 （３）受益農家 3 戸以上の組織（法人含む）または主に農業に従事する者※が 3 名以上の法人である。 ※ 農業（販売・加工等を含む）に年間 150 日以上従事し、当該法人与期間の定めのない雇用契約を取り交わしている者とする。 3 同一の組織（構成員が重複する場合を含む）が別表 1 の 1 および 2 の両方の事業について申請する場合、上限額は両事業合わせて 3,500 千円とする。 4 試飲サンプル経費は、実際に支払われる経費が対象であり、事業実施主体またはその構成員が生産した農林水産物、加工品等は補助対象外とする。 5 別表 1 の 1 に係る取組について、複数の事業実施主体から同時に事業実施計画の承認申請があった場合には、「新規の事業実施主体」、「県オリジナル酒米の作付面積の前年度からの増加分が大きい方」、「事業実施年度の県オリジナル酒米の作付面積が大きい方」、「事業実施年度の県オリジナル酒米の作付割合（酒米作付面積を分母とし、県オリジナル酒米の作付面積を分子とした割合）が大きい方」の順に、優先的に採択する。 6 別表 1 の 2 に係る取組について、複数の事業実施主体から同時に事業実施計画の承認申請があった場合には、「県オリジナル酒米の使用量と使用率の両方を増加させる」、「県オリジナル酒米の使用量のみ増加する」、「県オリジナル酒米の使用率のみ増加する」事業計画の順に、優先的に採択する。 また、同一の優先順位内では、「新規の事業実施主体」、「使用量の増加量が大きい方」、「使用率の増加が大きい方」の順に、優先的に採択する。

別表 3（第 2 関係）

機器等の導入に係る留意事項
1 導入する機器類等は、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。 2 別表 1 の 1（1）における導入予定機械等は、目標年次において「福島県特定高性能機械導入計画」に定める利用下限面積以上であること また、「福島県特定高性能機械導入計画」に記載がない農業機械の場合、目標年次において概ね 20ha 以上（中山間地域等※の場合は 10ha 以上）であること ※ 「中山間地域等」とは、次のいずれかに該当する地域 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条、第 3 条、第 41～43 条の規定に該当する市町村 ・山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域 ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域 3 リース導入助成の額の計算方法は、次の算式①による。ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③による。 また、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は算式③により算出した額のいずれか小さい方とする。 算式①：助成の額＝リース物件価格（税抜き）× 1 / 2 以内 算式②：助成の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間 / 法定耐用年数）× 1 / 2 以内 算式③：助成の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））× 1 / 2 以内 この場合において、リース期間は、関連機材利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を 365 日で除した数値の小数点以下第 3 位の数字を四捨五入して小数点以下第 2 位で表した数値とし、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。